

沼津市静浦地区小中一貫校検討委員会設置要綱

平成 19 年 6 月 27 日 決 裁

(設置)

第 1 条 沼津市静浦地区の小学校と中学校の統合により、魅力ある小中一貫校を整備するための方策を検討するため、静浦地区小中一貫校検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第 2 条 委員会は、学識経験のある者、静浦地区の住民、児童・生徒の保護者及び学校関係者等のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する 20 人以内の委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、教育企画室において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮り、会長が定める。

付 則

この要綱は、決裁の日から施行する。